

高知県立塩見記念青少年プラザ指定管理者募集要項

高知県立塩見記念青少年プラザの管理運営について、以下のとおり指定管理者を募集します。

1 募集する施設の概要等

高知県立塩見記念青少年プラザの建物は、昭和47年、土佐市出身の参議院議員の故塩見俊二氏が高知県民の文化振興のため私設図書館「塩見文庫」として設立されることにともない建築されたものです。

平成3年に高知県に寄贈され、平成5年に「高知県立小津青少年ふれあいセンター」としてオープンしました。平成15年3月の蔵書移転を機に、青少年の皆さんに気軽に利用してもらえる施設として再整備し、平成16年度に「高知県立塩見記念青少年プラザ」として開館しました。それ以降は、指定管理者制度を導入し、管理運営を行っています。

平成28年度から改築工事を行い、平成30年6月にリニューアルオープンしました。

(1) 名称

高知県立塩見記念青少年プラザ（以下「プラザ」という。）

(2) 所在地

高知市小津町6-4

(3) 施設の規模・概要

別添「高知県立塩見記念青少年プラザ指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 開設年

平成16年

(5) 主要物品

別添「仕様書 物品調書明細」（P28）のとおりに

(6) 年度別利用実績

別紙「利用状況報告書」（令和2年度及び令和3年度）（P22）のとおりに

2 基本的な運営方針

(1) 青少年教育施設の役割・責任を維持しつつ、施設の活性化、利用の促進を図るため、地域の方々を中心に幼児から高齢者までの幅広い年齢層を受け入れることのできる生涯学習施設を目指す。

(2) 教育機関でありながらもサービス業としての視点を忘れず、いかに利用

者に「喜び」、「満足」して帰ってもらうかを常に考える。

(3) 職員が夢と使命感を持ち、楽しく仕事ができる施設運営を行う。

(4) 子どもたちの「居場所」としてどうあるべきかを常に考え、その役割を果たすべく施設運営を行う。

3 管理の基本的事項

別添「仕様書」のとおり

4 施設の改修・修繕に係る実績（指定管理者実施分）

別紙「塩見記念青少年プラザ修繕費実績」（令和2年度及び令和3年度）

(P27) のとおり

5 主催事業の実施状況等（指定管理者実施分）

別紙「塩見記念青少年プラザ主催事業実績」（令和2年度及び令和3年度）

(P23) のとおり

6 施設、設備等の維持管理に関する業務

別添「仕様書」（P7～9）のとおり

7 指定管理者に権限がない事項

次の事項については、地方自治法等の規定により知事又は教育委員会のみが行えるものであり、事案が生じた場合は県の指示を受けることになります。

ア 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に対する裁決（地方自治法第244条の4）(P28)

イ 教育財産の目的外使用許可（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号）(P29)

8 個人情報の取り扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、高知県個人情報保護条例（別添「仕様書」P42～63）などに基づき適正に行ってください。

9 管理運営収入の実績額（令和2年度分及び令和3年度分）

別紙「使用料収入」（P24）のとおり

- 10 使用料
別添「仕様書」(P4～6)のとおり
ただし、使用料は指定管理者の収入ではなく、県の歳入となります。
- 11 管理運営費の実績額(令和2年度分及び令和3年度分)
別紙「収支状況報告書」(P25～26)のとおり
- 12 職員の配置基準
別添「仕様書」(P7)のとおり
- 13 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。
ただし、管理を継続することが適当でないとき、期間途中で指定を取り消すことがあります。
- 14 応募資格及び条件
(1) 応募者は、指定期間中、安全かつ円滑にプラザを管理運営できる能力を有する、次のいずれかに該当する法人その他の団体とします。
ア 県内事業者(高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を置く者をいう。以下同じ。)
イ 複数の事業者によるグループでの応募の場合は、次のいずれかとする。
(ア) 県内事業者のみによるもの
(イ) 県内事業者と県外事業者(高知県内に事業所、事務所等(以下「事業所等」という。)を置く者に限る。なお、応募時点において事業所等を置いていない場合は、指定管理を開始する時点までに事業所等を置く者に限る。)によるもの
(2) 次のいずれかに該当する法人その他の団体は、応募者となることはできません。
ア 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、高知県又は他の地方公共団体から指定を取り消された法人その他の団体にあつては、募集要項の公開の日において、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過していないもの
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人その他の団体
ウ 会社更生法又は民事再生法の規定に基づき更生又は再生手続をし

- ている法人その他の団体
- エ 高知県から指名競争入札に関しての指名停止措置を受けている法人その他の団体又は指名停止となる措置要件に該当している法人その他の団体
- オ 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納している法人その他の団体
- カ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当する者
- キ 次に該当する者が役員になっている法人その他の団体
- (ア) 破産者で復権を得られない者
- (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (エ) 高知県議会議員、知事、副知事、委員会委員等（委員会委員等にあつては、その職務に関連する施設についてのみ対象から除外）
- (オ) 法律行為を行う資格を有しない者
- ク 高知県との契約関係において信頼関係に欠ける行為のあった法人その他の団体

15 管理代行料

- (1) 指定管理者は、令和4年12月高知県議会の議決を経て決定(指定)されません。
- (2) 議決後、教育委員会と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理代行料は、令和5年度から令和9年度までの各年度の予算額の範囲となりますので、応募時に提出のあった管理代行料提案額を下回る場合があります。
- (3) 令和5年4月1日から令和10年3月31日までのプラザの事業規模については、下記参考金額以内で、16の(3)から(6)までに掲げる各年度の主催事業計画書、収支予算書及び代行料提案書を作成してください。

参考金額 103,635,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

16 提出書類

応募者は次の(1)から(8)に掲げる書類を23により提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書(高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年高知県教育委員会規則第3号)別記第7号様式)(P10)
- (2) 別記(第1号様式)高知県立塩見記念青少年プラザ指定管理者事業計画書(P11~15)
- (3) 別記(第2号様式)高知県立塩見記念青少年プラザ主催事業計画書(その1)(P16)
- (4) 別記(第3号様式)高知県立塩見記念青少年プラザ主催事業計画書(その2)(P17)
- (5) 別記(第4号様式)高知県立塩見記念青少年プラザ管理代行業務の収支予算書(P18)
- (6) 別記(第5号様式)高知県立塩見記念青少年プラザ管理代行料提案書(P19)
- (7) 応募者に関する書類
 - ア 定款、規約その他これらに類する書類
 - イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
 - エ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書
 - オ 役員の名簿及び略歴を記載した書類
 - カ 設立趣旨、事業内容等を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの
- (8) 納税証明
都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類

17 無効又は失格

次の事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合

(5) その他、審査委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められる場合

18 審査委員会

候補者を選定するための審査委員会を、令和4年10月下旬から11月上旬頃に実施しますので、応募者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

日時、場所については後日連絡します。

19 選定結果の通知

応募者全員に、令和4年11月中旬に文書でお知らせします。

20 応募に要する経費

応募に要する経費等はすべて応募者の負担とします。

21 現地説明会

企画提案を行うに当たり、希望がある場合は、施設の運営状況等の確認を行うための現地説明会を開催します。現地説明会を希望する事業者は、現地説明会参加申込書（別紙1）（P21）をファクシミリにて提出してください。

なお、ファクシミリ送信後は、生涯学習課まで電話でご連絡ください。

現地説明会を開催する場合は、令和4年9月8日（木）を予定しています。

参加申込書受付期限：令和4年9月2日（金）午後5時まで

電話 088-821-4745 FAX 088-821-4505

22 質疑について

企画提案を行うにあたり、質問がある場合は、別記（第6号様式）質問書（P20）をファクシミリにて提出してください。

なお、ファクシミリ送信後は、生涯学習課まで電話でご連絡ください。

質問に対する回答は取りまとめのうえ、令和4年9月22日（木）までに、生涯学習課ホームページで公表します。

質問書受付期限：令和4年9月15日（木）午後5時まで

電話 088-821-4745 FAX 088-821-4505

23 申請書等提出先及び提出期限

(1) 提出先 高知県教育委員会事務局生涯学習課（県庁西庁舎2階）

〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号

電話 088-821-4745 FAX 088-821-4505

(2) 提出部数 8部

(3) 提出期限

令和4年10月21日(金)午後5時15分まで

※ 応募受付時間は、土・日・休日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)

※ 持参又は郵送によること。郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着のこと。

※ 電子メール及びファクシミリでの提出は認めません。

24 選定方法

(1) 審査委員会において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した合計評点の最も高い応募者を第1順位の応募者として選定します。

選考事項及び配点

選定審査事項	配点
プラザの適正かつ安定した管理運営に関すること ・定款・規約等 ・法人にあっては登記事項証明書。法人格のない団体にあつては、その構成状況を表す書類 ・業務遂行能力 ・業務実績 ・管理運営に対する考え方 ・収支計画 ・貸借対照表、損益計算書、その他の経営状況を明らかにする書類	30
プラザの運営計画に関すること ・職員の勤務体制について ・職員の資質の確保や研修計画について ・青少年やその活動に対する相談及び助言について ・利用者に対する指導について ・利用者の要望の把握と苦情への対応について ・経費の節減の考え方と具体的な手法について ・個人情報の保護について ・緊急時対策について	50

プラザの事業計画に関すること ・年間の主催事業計画について ・施設の利用促進について ・学校・家庭・地域との連携について ・周辺施設等との相互の連携や利活用について	20
その他 ・社会貢献活動の実績について ・障害者雇用について ・再委託業務の点検・管理について ・事務引継ぎについての考え方について	20
経費の縮減 ・管理代行料の額	40

(2) 最も高い合計評点を獲得した応募者が2者以上ある場合は、審査委員会で協議して選定します。

25 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 細目事項の協議

上記審査委員会の審査結果により、選定した第1順位の応募者と教育委員会が提出書類に基づき細目事項について協議を行い、適正と認められた場合は、指定管理者（候補者）として決定します。

決定後、応募者全員に対して選定結果通知書を送付します。

なお、第1順位の応募者が辞退等した場合は、次順位の者から同様の協議を行うこととします。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者（候補者）は、令和4年12月高知県議会（予定）の議決を経て、指定管理者として指定します。

(3) 協定の締結

業務内容に関する細目事項について、基本協定及び年度協定を締結します。

26 指定の取消し・管理業務の停止

教育委員会は、指定管理者が次のアからクまでの条項のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

ア 施設の設置目的が達成できない場合又は住民の平等利用が確保され

- ないなど、管理業務が適正に行われない場合
- イ 報告書の提出に応じない場合、虚偽の報告を行った場合又は教育委員会の調査に応じない若しくは調査を妨げた場合
 - ウ 施設の設置条例、施行規則又は協定に違反し、かつ是正されない場合
 - エ 指定管理者の応募資格を失った場合
 - オ 指定申請書又は添付書類の内容に虚偽があることが判明した場合
 - カ 団体の経営状況の悪化等により、施設の管理業務を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
 - キ 組織的な違法行為が行われるなど、施設の管理業務を行わせておくことが社会的に不相当と判断される場合
 - ク その他管理業務を継続することが適当でないと教育委員会が認める場合

27 その他

- (1) 提出書類は、お返しできません。
- (2) 提出書類は、必要に応じて複写します。（使用は県及び審査委員会での検討のみに限ります。）
- (3) 提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 審査委員会の選定結果についての異議の申し立てはできません。
- (5) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- (6) 書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

28 問い合わせ先

「23 申請書等提出先及び提出期限」に記載のとおり。